

V. 金属材料引張試験方法に関する規格

1. 適用範囲 この規格は、金属材料の引張試験方法について規定する。
2. 用語の意味 この規格で用いるおもな用語の意味は、つぎのとおりとする。
 - (1) 引張試験とは、試験機を用いて試験片を徐々に引張り、降伏点、耐力、引張り強さ、伸び、絞りのすべてまたはその一部を測定することをいう。
 - (2) 引張試験片の平行部とは、試験片の中央部における同一の断面を有する部分をいう。
 - (3) 試験片の標点距離とは、平行部に付けた2標点間の距離であって、伸び測定の基本となる長さをいう。
 - (4) 降伏点を分けて上降伏点と下降伏点に区別する。ただし、紛らわしくないときには上降伏点を単に降伏点と呼んでもよい。
 - (a) 上降伏点とは、引張試験の経過中、図5-1に示すように試験片平行部が降伏し始める以前の最大荷重 (kg) を平行部の原断面積 (mm^2) で除した商 (kg/mm^2) をいう。
 - (b) 下降伏点とは、引張試験の経過中、図1に示すように試験片平行部が降伏し始めたのちのほぼ一定の荷重 (kg) を平行部の厚断面積 (mm^2) で除した商 (kg/mm^2) をいう。

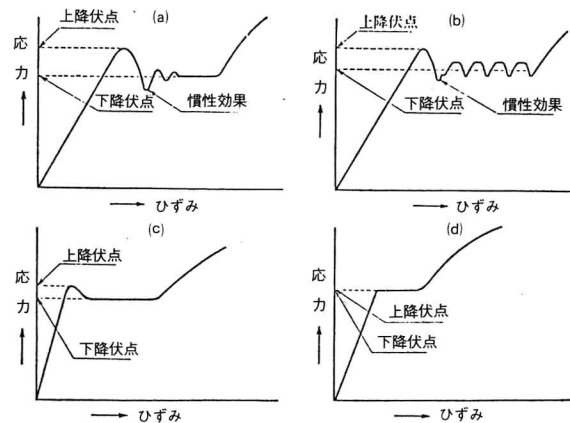


図5-1 降伏点

- (5) 耐力とは、引張試験において規定された永久伸びを起こすときの荷重 (kg) を平行部の原断面積 (mm^2) で除した商 (kg/mm^2) をいう。ただし、とくに規定のない場合は、永久伸びの値を0.2%とする。
- (6) 引張り荷重とは、引張試験の経過中、試験片の耐えた最大荷重 (kg) をいう。